

総基料第40号

平成22年2月25日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長

桜井 俊

実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)」(平成21年12月15日諮問第3018号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成22年2月22日情郵審第11号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

#### 記

1. 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)等のメタル加入者回線に係る接続料に関し、上部区間におけるメタル設備の未利用芯線のコストについて、局外RTに收容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線に関する稼働回線数比に基づき案分し再算定するとともに、可及的速やかに補正申請を行うこと。
2. PSTNからIP網への移行について、貴社は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うこと。

3. PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めること。
4. 貸倒損失額の大幅な上昇により適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、「電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(平成18年12月公表、平成21年10月改訂)等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮・拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施すること。
5. 東日本電信電話株式会社において予定しているDSL/光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改と同種のシステム改修を行う場合には、以下の措置を講ずること。
  - ① コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと。
  - ② 接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

以上

(別紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)について」

情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成22年2月22日情郵審第11号)

平成21年12月15日付け諮問第3018号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。

帯域透過端末回線伝送機能(ドライカツパ)等のメタル加入者回線に係る接続料に関し、上部区間におけるメタル設備の未利用芯線のコストについて、局外RTに收容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線に関する稼働回線数比に基づき案分し再算定すること(考え方4)。

- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。

(1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと(考え方1)。

(2) PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西に対し、必要

な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること(考え方1)。

(3) PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方2)。

(4) 貸倒損失額の大幅な上昇により適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、NTT東西に対し、「電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(平成18年12月公表、平成21年10月改訂)等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮・拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することを要請すること(考え方7)。

(5) DSL／光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改に関し、NTT東日本に対し、以下の事項を要請すること。

① コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと。

② 接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

また、NTT西日本に対しても、今後NTT東日本と同種のシステム改修を行う場合には、上記と同様の措置を講じることを要請すること(考え方15)。